

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年九月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月二十五日

埼玉県東松山県土整備事務所長 戸井原

章

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 東松山桶川線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>東松山市新宿町一七番三地先から 比企郡吉見町大字南吉見字大串街 道一六〇七番二地先まで</p>	<p>東松山市松本町二丁目六七五番八 地先から比企郡吉見町大字南吉見 字大串街道一六〇七番二地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>二・三・五〇〇 五〇・四〇〇</p>	<p>八・八〇〇 二六・〇〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一、六四二・〇〇〇</p>	<p>二、二四〇・〇〇〇</p>	<p>延 長 (メートル)</p>
<p>備考 県道東松山鴻巣線と重複する区域についての変更である。旧道については東松山市及び吉見町に移管。</p>		